

## 9 大阪市公共基準点管理保全要綱

大阪市建設局

# 大阪市公共基準点管理保全要綱

平成17年4月制定

平成21年2月改定

## (目的)

第1条 本要綱は、大阪市建設局が設置する大阪市公共基準点（以下「公共基準点」という。）の使用及び管理保全に関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 本要綱における「公共基準点」とは、測量法（昭和24年6月3日法律第188号）及び大阪市建設局が制定する大阪市公共測量作業規程、大阪市建設局3、4級基準点測量作業要綱並びに道路区域線確定測量作業規程に基づき設置し、管理保全する基準点標（金属鋳、標柱石、大阪市鋳）及び測量成果をいう。

作業方法、作業基準、様式、構造等の詳細については、大阪市公共基準点管理保全要綱 施行細則（以下「施行細則」という。）によるものとする。

## (管理)

第3条 公共基準点の管理は、建設局管理部測量明示担当（以下「測量明示担当」という。）及び管理担当（以下「管理担当」という。）において行う。

## (閲覧・謄本交付)

第4条 公共基準点の測量成果を閲覧又は謄本交付を受けようとする者は、測量明示担当へ閲覧・謄本交付申請するものとする。

## (使用)

第5条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書を測量明示担当へ提出しなければならない。

2 測量明示担当は前項の承認をしたときは、公共基準点使用承認書を交付するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、本市職員もしくは公共基準点設置箇所の土地建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

4 公共基準点を使用する者は、使用後に公共基準点使用報告書により使用結果を測量明示担当へ報告するものとする。

## (異状の報告)

第6条 道路に関する工事を施行する者、道路管理業務に従事している者及び使用承認を受け測量を実施しようとする者は、公共基準点の破損、滅失、移動等の異状を発見したときは、速やかに測量明示担当へ報告しなければならない。

## (工事施行の届出)

第7条 公共基準点付近において、その効用に害を及ぼすおそれのある工事を施行しようとする者（以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ測量明示担当へ届出なければならない。ただし、「効用に害を及ぼすおそれのある工事」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 公共基準点を一時撤去するもの

(2) 公共基準点付近で掘削行為を行うもの

(3) 建築工事等で掘削床面端から仰角45度の影響線内に公共基準点があるもの

前号によるもののほか、測量明示担当が公共基準点の効用に害を及ぼすおそれがあると判断するもの  
なお、道路管理者が実施する工事については、工事着手前に測量明示担当と協議するものとする。

- 2 土地所有者等の都合により公共基準点を撤去する場合は、測量明示担当又は管理担当への事前連絡でよいものとする。

(現状確認)

第8条 工事施行者は、工事着手前には公共基準点の現状を確認する測量を行い、測量明示担当へ報告し検査を受けなければならない。ただし、公共基準点を一時撤去する場合で測量明示担当が現状確認を不要と判断したときは、これを省略することができる。

(工事期間中における処置)

第9条 工事施行者は、基準点の効用を確保することに協力し、工事期間中に測量明示担当の業務で必要となった基準点の機能回復等について別途指示があったときは、その指示に従い機能回復等を行わなければならない。

(工事完了の届出)

第10条 工事施行者は、工事完了後、速やかに第11条及び第12条に定める効用確認及び機能回復を実施し、工事が完了したことを測量明示担当へ届出なければならない。

(効用確認)

第11条 工事施行者は、工事完了後、公共基準点の効用に害を及ぼしたか否かを確認する測量を行い、測量明示担当へ報告し検査を受けなければならない。

(機能回復)

第12条 工事施行者は、公共基準点を一時撤去したとき、もしくは測量明示担当が公共基準点の効用に害を及ぼしたと判断したとき、または別途指示したときは公共基準点を原状に機能回復し、測量明示担当へ報告して検査を受けなければならない。また、工事施行者以外の者（以下「原因者」という。）が機能回復を行うときは、測量明示担当の承認を受けたのち機能回復するものとする。

- 2 工事施行者又は原因者が故意や過失により公共基準点を滅失もしくはき損したときは、前項の規定を準用する。
- 3 工事施行者又は原因者は、原状に機能回復が困難なとき、もしくは測量明示担当が公共基準点の移設が必要と認めるときは、測量明示担当の指示に基づき、公共基準点を移設しなければならない。

(費用の負担)

第13条 第7条から第12条に伴う一切の費用は、工事施行者又は原因者が負担しなければならない。

- 2 土地所有者等の都合により撤去した公共基準点の機能回復に要する費用については、大阪市建設局が負担する。

(測量業者等の選定)

第14条 工事施行者は、第7条から第12条に関する測量を測量業者へ委託する場合は、原則として大阪市の入札参加有資格者名簿の「測量・建設コンサルタントA測量」に登録されている業者で、測量士又は測量士補の資格を持つ者に施行させなければならない。

(その他)

第15条 本要綱により難しい場合又は本要綱に定めのない事項については、その都度、建設局長が定めるものとする。

(付 則)

1. 本要綱は平成17年4月から施行する。
2. 土地区画整理等の事業区域内で、事業者自らが道路管理を行っているものについては、第3条の「建設局管

理部測量明示担当及び管理担当」を「都市整備局まちづくり事業部 測量担当」と読み替えるものとし、当分の間、第4条から第14条までの規定は適用しない。

3. 本要綱は平成18年4月から施行する。
4. 本要綱は平成21年2月から施行する。

(参 考)

「測量法」 抜粋 (昭和二十四年六月三日法律第八十八号)

## 第二章 基本測量

(測量標の保全)

第二十二条 何人も、移転、き損その他の行為により、基本測量のため設置した測量標の効用を害してはならない。

(測量標の移転の請求)

第二十四条 永久標識又は一時標識のき損その他その効用を害するおそれがある行為を当該標識の敷地又はその附近でしようとする者は、理由を詳記した書面をもって都道府県知事を経由して（国又は都道府県が行為をしようとする場合においては、直接に）、国土地理院の長に当該標識の移転を請求することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による請求の書面を受け取ったときは、意見を附して送付しなければならない。
- 3 国土地理院の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

(測量標の使用)

第二十六条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量のために設置した測量標を使用することができる。

## 第三章 公共測量

(基本測量に関する規定の準用)

第三十九条 第十四条から第二十六条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四条から第十八条まで、第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。

(測量成果の使用)

第四十四条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確かめるために当該測量成果を 作成した測量計画機関の長の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合においては、測量成果に、使用した公共測量の測量成果を明示しなければならない。
- 3 公共測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

## 第五章 測量士及び測量士補

(測量士及び測量士補)

第四十八条 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第四十九条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

- 2 測量士は、測量に関する計画を作成し、又は実施する。
- 3 測量士補は、測量士の作成した計画に従い測量に従事する。

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九条 次条又は第五十一条の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補になろうとする場合においては、国土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

2 測量士名簿及び測量士補名簿は、国土地理院に備える。

## 第八章 罰則

第六十一条 第二十二条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

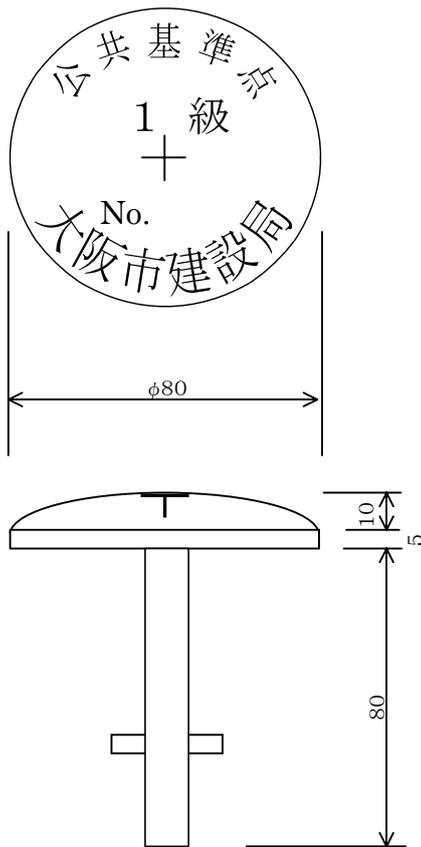
第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 1 第二十六条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して測量標を使用した者
- 2 第二十九条前段の規定に違反した者
- 3 第三十条第一項の規定に違反した者

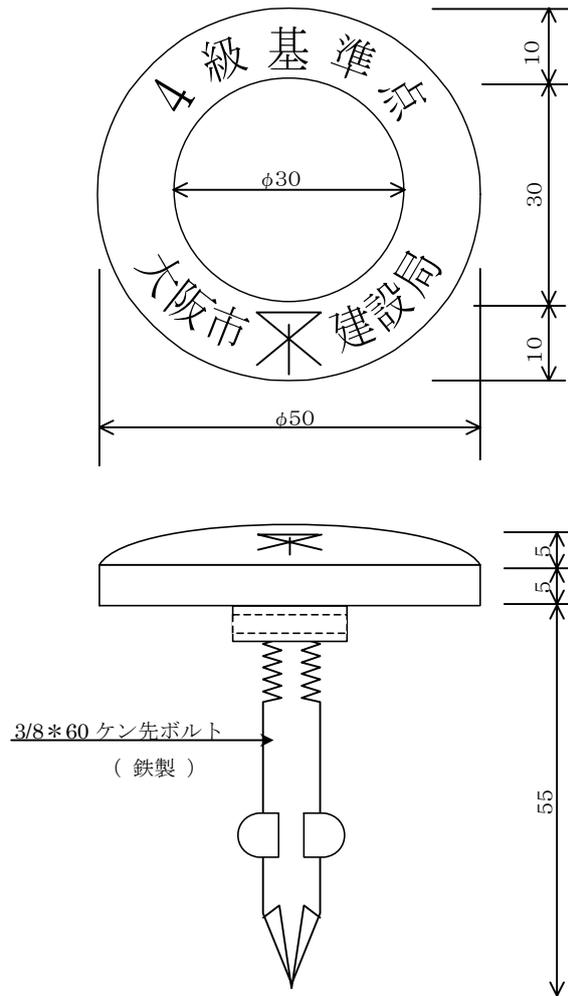
図式-1

公共基準点金属標 規格 単位 mm

1,2級公共基準点標 (真鍮製)



公共基準点 I 型標 (真鍮製)



図式-2

公共基準点設置構造図 単位mm

